平成19年度

二級河川織笠川織笠川水門(水門土木一期)工事

【下閉伊郡山田町織笠地内】

特 記 仕 様 書

【当 初】

岩手県宮古地方振興局 土木部

１．共通仕様書の適用

本工事の施工にあたっては、「岩手県県土整備部制定共通仕様書（Ⅰ）～（Ⅲ）　平成１８年４月」にもとづき施工しなければならない。

２．　適用範囲

本仕様書は、二級河川織笠川織笠川水門(水門土木一期)工事について必要事項を定めるものである。

３．　工事箇所

下閉伊郡山田町織笠地内

第1章　総則

1－1　工期

○	この工事は、3年債務であり、契約年度内に出来高の確保が必要である。
／	この工事は、「フレックス工期制度」を適用する。
／	この工事の工期は、春先の工事着手を想定して設定されている

（１）工期には、作業日数、準備日数、後片付け日数のほか休日工(土曜日、日曜日、祝祭日、天候による休日工) 及び連休等を含むものである。

（２）工期に含まれる連休等とは、次のとおりである。

ゴールデンウィーク	4月29日～5月5日	7日間
お盆休暇	8月13日～8月16日	4日間
お正月休暇	12月29日～1月3日	6日間

1－2　安全訓練等の実施

(1)本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後原則として、作業員全員の参加により、月当たり半日以上の時間を割当て、下記の項目から実施内容を選択し、安全・訓練等を実施するものとする。

① 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
② 本工事内容等の周知徹底
③ 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
④ 本工事における災害対策訓練
⑤ 本工事現場で予想される事故対策
⑥ その他、安全・訓練等として必要な事項

(2)　安全・訓練等に関する施工計画の作成
施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。
(3)　安全・訓練等の実施状況報告
安全・訓練等の実施状況について、別紙の様式を作成し、記録して報告するものとする。

1－3　下請調書及び建設資材調書

(1)　下請調書及び建設資材調書は、監督職員がＦＤ等により貸与する電子データに必要事項の入力を行うものとする。

(2)　下請調書及び建設資材調書の提出は、紙で出力した下請調書及び建設資材調書に捺印したもの、及び入力済み電子データ（ＦＤ等）の両方を監督職員に提出するものとする。

(3)　電子データを作製することが困難な場合は、電子データの提出は必要ないものとする。ただし、その場合は事前に監督職員の承諾を得ること。

1－4　適用すべき諸条件

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。

・ダム・堰施設技術協会　ダム・堰施設技術基準(案)(同解説)　平成11年3月
・日本道路協会　道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編　Ⅲｺﾝｸﾘｰﾄ橋編)　平成14年3月
・日本道路協会　道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編　Ⅳ下部構造編)　平成14年3月
・日本道路協会　杭基礎施工便覧　平成19年1月

第2章　指定材料の確認

2－1　工事材料

共通仕様書第２章に示す材料の他に以下の材料を追加するものとする。

1)レディミクストコンクリート

区　　分	仕様	工種
コンクリート	24-8-40-BB W/C≦55%	堰柱、床版工、翼壁工
コンクリート	18-8-40-BB W/C≦55%	均しｺﾝｸﾘｰﾄ

2)地盤改良工

区　　分	仕様	工種
地盤改良工	静的サンドコンパクションパイル　Φ700	
地盤改良工	C-40	

3)鋼管杭

区　　分	仕様	工種
鋼　管　杭	Φ800　SKK400　t=12.9㎜ L=28.0m	基礎工
	Φ700　SKK400　t=9㎜ L=28.0m	
	Φ600　SKK400　t=12.9㎜ L=29.0m	

4)鉄筋

区　　　分	仕様	工種
異 形 棒 鋼	SD345 D35	堰柱、床版
	SD345 D32	堰柱、床版
	SD345 D29	堰柱、床版、翼壁工
	SD345 D25	堰柱、床版、翼壁工
	SD345 D22	堰柱、床版、翼壁工
	SD345 D19	堰柱、床版
	SD345 D16	堰柱、床版、翼壁工、水叩
	SD345 D13	堰柱、床版、翼壁工、水叩
	SD345 D22	堰柱・床版部差筋
	SD295A D19	堰柱・床版部差筋
	SD295A D16	堰柱・床版部差筋
	SD295A D13	堰柱・床版部差筋
	SD295A D10	堰柱・床版部差筋
	SD345　D19*1000	ダウエルバー
	SD345　D19*600	スリップバー

5)鋼矢板

区　　　分	仕様	工種
鋼　矢　板	Ⅱw型 L=3.0m/枚　購入品	水門工遮水矢板
	Ⅱw型 L=4.0m/枚　購入品	水門工遮水矢板
	異形　Ⅱw4.0m+4.0m　購入品	水門工遮水矢板
	異形　Ⅱw4.0m+3.0m　購入品	水門工遮水矢板
	異形　Ⅱw3.0m+3.0m　購入品	水門工遮水矢板

・ 支給品については、織笠地内の仮置場に保管している(現場～仮置場L=3.0km)

6)石材類

区　　　分	仕様	工種
ｸﾗｯｼｬｰﾗﾝ	C-40	地盤改良工

7)その他

区　　　分	仕様	適用工種	備考
目地材	瀝青繊維質目地板 t=20mm	堰柱、床版、翼壁工、水叩	
止水板	B=200	堰柱、床版、水叩	

２－３　検査及び立会

1)段階確認

共通仕様書(Ⅰ)1-1-6にし指定された工種及び次の工種について段階確認を行う

工　　　種	確認時期	備　　　考
地盤改良工	施工時、施工完了時	
既製杭工	打込み時 掘削完了時 施工完了時 杭頭処理完了時	
ｾﾒﾝﾄﾐﾙｸ噴出攪拌	施工時、施工完了時	
水　　　門　　　工	床掘完了時、鉄筋組立て完了時 埋め戻し前	

第3章　一般施工

3－1　排出ガス対策型建設機械の使用について

（１）建設工事の作業環境改善と現場周辺環境保全を考慮して、排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。使用できない場合はその理由を書面にて提出することとし、内容を確認の上非対策型建設機械での施工を承認するものとする。

（２）使用の確認
施工計画書に指定機種であることが証明できる資料の写しを添付し、確認を行うとともに、機械搬入時及び稼働時において現場で行う。（指定ラベルが貼付されていることにより確認）

第4章　その他

4－1　濁水対策について

当該箇所は織笠川の河口部であり、地元自治体等においては鮭祭り、あさり祭りなどを開催するなど良好な環境を保っている。また、11月から4月は鮭漁の期間であり濁水の処理には特にも細心の注意を払うこと。対策方法については特に指定はないが、漁協等の意見を考慮に入れること。

4－2　コンクリートの品質確保について

本構造物は重要構造物に該当することから、別添特記仕様書（重要構造物編）を参照し、適切に対応しなければならない。

4－3　コンクリート中のアルカリ総量の抑制の確認について

本工事はコンクリート使用量が50㎥以上であるため、別添特記仕様書（アルカリ総量編）を参照し、適切に対応しなければならない。

4－4　国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律について

特記仕様書（グリーン購入法編）を参照し、「グリーン購入法特定調達品目購入実績調査票」を作成し、完成検査に先立って監督職員に提出しなければならない。

4－5　その他

特記仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議を行い、目的構造物の完成に向け適切に対応しなければならない。

特 記 仕 様 書
（アルカリ総量編）

コンクリート中のアルカリ総量の抑制の確認

請負者は、使用するコンクリート中のアルカリ総量の計算を行い、その総量が 3.0kg/m^3**以下であることを確認すること。**

ただし、１工事又は１種別当たりの使用量が、50m^3**未満の無筋コンクリートにあっては、上記の計算及び確認は省略することができる。**

なお、計算方法は次のとおりとする

$$Rt = \frac{Na_2Oeq}{100} \times C + 0.9 \times Cl^{-} + Rm$$

ここに，Rt**：アルカリ総量**（kg/m^3）

Na_2Oeq**：セメント中の全アルカリ**（%）

[**直近** 6 **ヶ月分のセメント試験成績表の全アルカリの最大値欄の最大値**]

C**：単位セメント量**（kg/ m^3）

[**配合報告書の配合表のセメント欄**]

Cl^{-}**：コンクリート中の塩化物測定によって得られる塩化物イオン**（Cl^{-}）**量**（kg/ m^3）

[**塩化物含有量試験表の塩化物量の平均値**]

Rm**：コンクリート中の混和剤に含まれる全アルカリ**（kg/ m^3）

[**混和剤試験結果報告書の全アルカリ量の含有量**（%）**に上記配合報告書の配合表の混和剤欄の値を乗じたもの**]

特 記 仕 様 書

(重要構造物編)

土木コンクリート構造物の耐久性を向上させる観点からコンクリートの品質確保に関し次の通りとする。

1　鉄筋のかぶりの確保について

1－1　　鉄筋のかぶりを確保するため、スペーサーを設置するものとする。スペーサーは、構造物の側面については原則１㎡につき 2 個以上、構造物の底面については原則１㎡につき 4 個以上設置すること。(鉄筋組立て完了時の段階確認とする。)

1－2　　コンクリート構造物で使用するスペーサーの施工管理及び品質管理を次のとおり定める。

(1)　共通仕様書Ⅰの第 3 章　無筋・鉄筋コンクリートによる

(2)　共通仕様書Ⅱの品質管理で定める「セメント・コンクリート」による

2　重要構造物の強度推定調査等について

2－1　重要なコンクリート構造物(※)の適切な施工を確認するため、コンクリート構造物の施工完了後に、テストハンマーによる材齢 28 日強度の推定調査を実施し、調査結果(別添様式―1)を完成検査時に提出すること。

なお、調査頻度は、鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類については目地間、トンネルについては、1 打設部分、その他の構造物については強度が同じブロックを 1 構造物の単位とし、各単位につき３ヵ所とする。

調査の結果、所定の強度が得られない場合については、その箇所の周辺において、再調査を５ヵ所実施すること。

また、測定は、「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法(ＪＳＣＥ－Ｇ５０４)」により実施し、監督職員が立ち会う(頻度３０％程度)ものとする。

2－2　テストハンマーによる強度推定調査の結果が、所定の強度が得られない場合(再調査の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは１ヵ所の強度が設計強度の８５%を下回った場合)は、その付近において、コアを採取(位置は監督職員と協議)し、圧縮強度試験を実施し、試験結果(別添様式―１)を提出すること。

また、試験は、「コンクリートからのコア及びはりの切取り方法並びに強度試験法(ＪＩＳＡ１１０７)により実施し、監督職員及び請負者が立ち会うものとする。

3　重要構造のひび割れ発生状況調査について

工事完成後の維持管理にあたっての基礎資料とするため、重要構造物(※)についてはひび割れ発生状況の調査を実施し、調査結果(別添様式―２)を完成検査時に提出すること。

なお、調査方法は 0.2mm 以上のひび割れ幅について、展開図を作成するものとし、展開図に対応する写真も提出すること。

また、ひび割れ等変状の認められた部分をマーキングすること。

※　高さ５m 以上の鉄筋コンクリート擁壁(プレキャスト製品は除く)、内空断面積２５㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工(ＰＣは除く)、トンネル及び高さ３m以上の堰・水門・樋門

別添様式－1

テストハンマーによる強度推定調査票（1）

工事名	
請負者名	
構造物名	（工種・種別・細別等構造物が判断出来る名称）
現場代理人名	
主任技術者名	
監理技術者名	
測定者名	

位置	測定 NO		
構造物形式			
構造物寸法			
竣工年月日	平成　年　月　日		
適用仕様書			
コンクリートの種類			
コンクリートの設計基準強度	N/mm²	コンクリートの呼び強度	N/mm²
海岸からの距離	海上、海岸沿い、海岸から　km		
周辺環境①	工場、住宅・商業地、農地、山地、その他（　）		
周辺環境②	普通地、雪寒地、その他（　）		
直下周辺環境	河川・海、道路、その他（　）		

構造物位置図（1/50,000 を標準とする）

添付しない場合は
（別添資料一〇参照）と記入し、資料提出

テストハンマーによる強度推定調査票（2）

構造物名　　　(工種・種別・細別等構造物が判断出来る名称)

一般図、立面図等 **添付しない場合は** **(別添資料－○参照)と記入し、** **資料提出**

テストハンマーによる強度推定調査票（３）

構造物名　　　(工種・種別・細別等構造物が判断出来る名称)

全景写真 **添付しない場合は** **(別添資料－○参照)と記入し、** **資料提出**

テストハンマーによる強度推定調査票（4）

構造物名　　　(工種・種別・細別等構造物が判断出来る名称)

調査箇所	①		②		③		④		⑤	
推定強度 (N/mm²)										
反発硬度										
打撃方向										
(補正値)	(　　)		(　　)		(　　)		(　　)		(　　)	
乾燥状態 (補正値)	･乾燥 ･湿っている ･濡れている		･乾燥 ･湿っている ･濡れている		･乾燥 ･湿っている ･濡れている		･乾燥 ･湿っている ･濡れている		･乾燥 ･湿っている ･濡れている	
	(　　)		(　　)		(　　)		(　　)		(　　)	
材　齢	日		日		日		日		日	
	(　　)		(　　)		(　　)		(　　)		(　　)	

推定強度結果の最大値　N/mm²

推定強度結果の最小値　N/mm²

推定強度結果の最大値と最小値の差　N/mm²

テストハンマーによる強度推定調査票（5）

構造物名　　　(工種・種別・細別等構造物が判断出来る名称)

強度測定箇所

添付しない場合は
(別添資料―○参照)と記入し、
資料提出

テストハンマーによる強度推定調査票（6）

―コア採取による圧縮強度試験―

コンクリートの圧縮試験結果

材齢 28 日圧縮強度試験　1 本目の試験結果	
同　　　　　　　2 本目の試験結果	
同　　　　　　　3 本目の試験結果	
同　　　　　　　3 本の平均値	
〔備　考〕	

別添様式－２

ひび割れ調査票（１）

工事名	
請負者名	
構造物名	（工種・種別・細別等構造物が判断出来る名称）
現場代理人名	
主任技術者名	
監理技術者名	
測定者名	

位置	測定 NO		
構造物形式			
構造物寸法			
竣工年月日	平成　　年　　月　　日		
適用仕様書			
コンクリートの種類			
コンクリートの設計基準強度	N/mm²	コンクリートの呼び強度	N/mm²
海岸からの距離	海上、海岸沿い、海岸から　　　　km		
周辺環境①	工場、住宅・商業地、農地、山地、その他（　　　　）		
周辺環境②	普通地、雪寒地、その他（　　　　）		
直下周辺環境	河川・海、道路、その他（　　　　）		

構造物位置図（1/50,000 を標準とする）

添付しない場合は
（別添資料―○参照）と記入し、資料提出

ひび割れ調査票（2）

構造物一般図

添付しない場合は
(別添資料―○参照)と記入し、
資料提出

ひび割れ調査票（3）

ひび割れ	有，無	本数：1～2本，3～5本，多数
		ひび割れ総延長　　　約　　m
		最大ひび割れ幅(○で囲む) 0.2mm 以下，0.3mm 以下, 0.4mm 以下，0.5mm 以下, 0.6mm 以下，0.8mm 以下, __________mm
		発生時期(○で囲む) 数時間～1 日，数日，数 10 日以上，不明
		規則性：有，無
		形態：網状，表層，貫通，表層 or 貫通
		方向：主鉄筋方向，直角方向，両方向, 鉄筋とは無関係

ひび割れ調査票（４）

ひび割れ発生状況のスケッチ図

添付しない場合は
(別添資料—○参照)と記入し、
資料提出

ひび割れ調査票（５）

構造物名　　　**(工種・種別・細別等構造物が判断出来る名称)**

ひび割れ発生箇所の写真 **添付しない場合は** **(別添資料―○参照)と記入し、** **資料提出**

○　共通仕様書補足資料

共通仕様書に基づき提出しなければならない書類のうち主なものを下表にあげる。
また、下表で提出区分の欄に印しの有るものは本工事に伴い、提出しなければならない書類である。
なお、書類の様式は共通仕様書による。　※部数・備考は記入例

提出区分	名　称	提出期日	部数	仕様書条項	備考
○	請負代金内訳書	別途指示	1部	共仕 1－1－4	請負代金額が1億円以上で6ヶ月を超える工事の場合
○	工程表	契約締結後7日以内	1部	共仕 1－1－5	契約書第3条」
○	施工計画書	工事着手前及び必要の都度	2部	共仕 1－1－6	1部は返却
○	CORINS 工事カルテ受領書	工事カルテ受領書がの写しが届いたら速やかに	1部	共仕 1－1－7	
	施工体制台帳	3000 万円以上の下請契約締結後速やかに	1部	共仕 1－1－13	
	施工体系図	上記と同じ	1部	共仕 1－1－13	
○	再生資源利用促進計画書	着工時・完了時及び必要の都度	1部	共仕 1－1－21	建設副産物適正処理推進要綱
○	再生資源利用計画書	着工時・完了時及び必要の都度	1部	共仕 1－1－21	建設副産物適正処理推進要綱
○	建設発生土搬出伝票	搬出作業終了後速やかに	1部	共仕 1－1－21	
○	マニフェストの写し	検査時及び必要の都度	1部	共仕 1－1－21	A，（B），D， E票の写し
○	段階確認書(確認後のもの)	検査時及び必要の都度	1部	共仕 1－1－22	
○	出来形数量	別途指示	1部	共仕 1－1－23	
○	品質証明書類	検査時及び必要の都度	1部	共仕 1－1－24	
○	工事写真	検査時及び必要の都度	1部	共仕 1－1－29	着工前、完成時のみ2部「土木工事施工管理基準」
○	施工管理図表	検査時及び必要の都度	1部	共仕 1－1－29	「土木工事施工管理基準」
○	建設材料の品質記録	検査時及び必要の都度	1部	共仕 1－1－29	「建設材料の品質記録保存業務実施要領(案)」
○	履行報告書	毎月1回監督職員の指定日	部	共仕 1－1－30	契約書第11条
○	安全訓練等の実施状況	検査時	1部	共仕 1－1－32	
	火薬使用計画書	着工前及び必要の都度	1部	共仕 1－1－33	
	事故報告書	事故発生時	1部	共仕 1－1－35	
	工事用道路に関する計画書	着工前及び必要の都度	1部	共仕 1－1－38	着工前の場合、施工計画書の中で記載しても可
○	工事使用材料品質証明資料	検査時及び必要の都度	1部	共仕第2章材料第2節	

別　紙

安　全・訓　練　状　況　報　告　書

月　日	時　間	場所名	参加人数	安全訓練の項目の○印	摘　　要
				1・2・3・4・5・6	実施内容及び状況写真は、別紙による。
				1・2・3・4・5・6	
				1・2・3・4・5・6	
				1・2・3・4・5・6	
				1・2・3・4・5・6	
				1・2・3・4・5・6	
				1・2・3・4・5・6	
				1・2・3・4・5・6	
				1・2・3・4・5・6	
				1・2・3・4・5・6	
				1・2・3・4・5・6	
				1・2・3・4・5・6	
				1・2・3・4・5・6	
				1・2・3・4・5・6	
				1・2・3・4・5・6	
				1・2・3・4・5・6	

※安全訓練の項目

1．安全活動のビデオ等による安全教育
2．本工事内容等の周知徹底
3．土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
4．本工事における災害対策訓練
5．本工事現場で予想される事故対策
6．その他、安全・訓練等として必要な事項

電子納品特記仕様書〔工事〕

1　適用

本工事は、電子納品の対象工事とする。

電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、岩手県電子納品ガイドライン（以下、「岩手県ガイドライン」という。）及び国が策定している電子納品要領・基準等（以下「国の要領等」という。）に基づいて作成した電子データを指す。

2　電子納品実施区分

本工事における電子納品の実施区分は、次のとおりとする。

（〇）本工事は、電子納品を「義務」として実施する。
（　）本工事は、電子納品の実施を受発注者間の「協議」により決定する。

※いずれかに「〇」を記入すること

〔土木関係〕

なお、本工事において電子納品の実施を「義務」とする工種は、次のとおりとする。

【共通】
（　）擁壁工（高さ 5.0m 以上）、（　）函渠工（内空 25 ㎡以上）、（　）橋梁上部工、
（　）橋梁下部工、（〇）杭基礎、（　）グランドアンカー、（　）ロックボルト
【道路・街路】
（　）トンネル、（　）落石防止柵、（　）雪崩防止柵、（　）電線共同溝、（　）消融雪設備、
（　）道路情報盤、（　）ロック（スノー）シェッド、（　）ロック（スノー）シェルター
【河川】
（　）堰（高さ 3.0m 以上）、（〇）水門、（　）樋門（高さ 3.0m 以上）、（　）海岸構造物
【砂防】
（　）砂防堰堤、（　）床固工、（　）地すべり施設、（　）急傾斜施設（高さ 2.0m 未満を除く）
【下水道】
（　）管路、（　）処理場・ポンプ場
【港湾】
（　）航路、（　）泊地、（　）船たまり、（　）防波堤、（　）防砂堤、（　）道流堤、
（　）護岸、（　）岸壁、（　）物揚場、（　）桟橋、（　）係船杭
【その他】
（　）〔　　　　　　　　　　　　〕

※　該当する工種に〇を記入すること。
※　岩手県ガイドラインで定めている工種のほか、電子納品が必要な工種がある場合は、【その他】欄に記載すること。

〔水産関係〕

なお、本工事において電子納品の実施を「義務」とする工種は、次のとおりとする。

【漁港施設】
〔外郭施設〕
（　）防波堤、（　）導流提、（　）護岸、（　）胸壁、（　）防砂提、（　）水門、（　）堤防、
（　）防潮提、（　）閘門、（　）突提
〔水域施〕
（　）航路、（　）泊地
〔係留施設〕
（　）岸壁、（　）係船くい、（　）船揚場、（　）物揚場、（　）桟橋、（　）係船浮標、
（　）浮桟橋
〔輸送施設〕
（　）鉄道、（　）橋、（　）道路運河、（　）駐車場
〔漁港施設用地〕
（　）公共施設用地
【漁港浄化施設】
（　）漁港浄化施設
【清浄海水導入施設】
（　）清浄海水導入施設
【美化・利用整序促進施設】
（　）美化・利用整序促進施設
【漁場施設】
〔魚礁〕
（　）大型魚礁、（　）浮魚礁、（　）沈船魚礁
〔増殖場〕
（　）着定基質、（　）消波施設、（　）海水交流施設
〔養殖場〕
（　）消波施設、（　）底質改善、（　）区画施設、（　）用地造成、
（　）海水交流施設
【関連道】
（　）関連道
【その他】
（　）〔　　　　　　　　　　　　　　　〕

※　該当する工種に○を記入すること
※　岩手県ガイドラインで定めている工種のほか、電子納品が必要な工種がある場合は、【その他】欄に記載すること。

3　電子納品対象書類

〔土木、農業農村整備、治山林道、水産、企業局土木関係〕

本工事において、電子納品対象書類を「義務」又は「協議」とする区分は、次のとおりとする。

フォルダー	書類名	作成者		備考
		発注者	受注者	
DRAWINGS	発注図面	○		
DRAWINGS/SPEC	特記仕様書	○		
MEET/ORG	工事打合せ簿、出来形管理品質管理等		△	
	建設材料の品質記録保存		○	土木工事共通特記仕様書 第 3 編 1-1-4 に示すもののみ対象とする
	ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物の品質確保		○	土木工事共通特記仕様書 第 1 編 3-1-2 に示すもののみ対象とする
PLAN/ORG	施工計画書		△	

DRAWINGF	完成図		○	前項において「義務」と定めた工種以外については、「協議」とする
PHOTO/PIC	工事写真書類		△	
PHOTO/DRA	参考図		△	
OTHARS/ORG	その他の資料		△	

※ 作成者欄の「○」は義務、「△」は協議を示す。
※ 上記以外の書類については、受発注者間の協議によって決定する。
※ 岩手県ガイドラインで定めているものの他に、電子納品が必要な書類がある場合は、上表に記載すること。

〔機械設備関係〕

本工事において、電子納品対象書類を「義務」又は「協議」とする区分は、次のとおりとする。

フォルダー	書類名	作成者		備考
		発注者	受注者	
DRAWINGS	発注図面			
DRAWINGS/SPEC	特記仕様書			
MEET/ORG	工事打合せ簿 出来形管理 品質管理　　　　等			
PLAN/ORG	施工計画書			
DRAWINGF	完成図			前項において「義務」と定めた工種以外については、「協議」とする
K.BOOK/ B.SPC、B.CHECK、 B.INST、B.DEVICE B.EXAM　　、 B.MANUAL	完成図書 実施仕様書、計算書 施工図面、機器図 施工管理記録書、取扱説明書			
K.DRAW/ D.LDR、D.SPC D.CHECK　　、 D.DRAWF D.DEVICE、D.EXAM D.MANUAL	施工図 台帳、実施仕様書 計算書、施工図面 機器図、施工管理記録書 取扱説明書			
PHOTO/PIC	工事写真書類			
PHOTO/DRA	参考図			
OTHARS/ORG	その他の資料			

※ 作成者欄の「○」は義務、「△」は協議を示す。
※ 上記以外の書類については、受発注者間の協議によって決定する。
※ 岩手県ガイドラインで定めているものの他に、電子納品が必要な書類がある場合は、上表に記載すること。

〔電気通信設備関係〕

本工事において、電子納品対象書類を「義務」又は「協議」とする区分は、次のとおりとする。

フォルダー	書類名	作成者		備考
		発注者	受注者	
DRAWINGS	発注図面			
MEET/ORG	工事打合せ簿、出来形管理 品質管理等			
PLAN/ORG	施工計画書			
DRAWINGF	完成図			(1)において「義務」と定めた工種以外については、「協議」とする
PHOTO/PIC	工事写真書類			
PHOTO/DRA	参考図			
OTHARS/ORG	その他の資料			

※ 作成者欄の「○」は義務、「△」は協議を示す。
※ 上記以外の書類については、受発注者間の協議によって決定する。
※ 岩手県ガイドラインで定めているものの他に、電子納品が必要な書類がある場合は、上表に記載すること。

〔建築関係〕

本工事において、電子納品対象書類を「義務」又は「協議」とする区分は、次のとおりとする。

フォルダー	書類名	作成者		備考
		発注者	受注者	
工事写真				

フォルダー		書類名	作成者		備考
			発注者	受注者	
PLAN	施工計画書	総合施工計画書			
		工種別施工計画書			
SCHEDULE	工程表	マスター工程表			
		月間工程表			
MEET	打合せ簿	工事打合せ記録			
MATERIAL	機材関係資料	試験計画書			
		試験成績書			
		品質証明書			
		調合表			
		規格証明書			
PROCESS	施工関係資料	試験計画書			
		試験成績書			
		出来高管理図			
INSPECT	検査関係資料	完成検査記録			

SALVAGE	発生材関係資料	発生材調書			
		処理報告書			
DRAWINGF	完成図	完成図			
MAINT	保全に関する資料	保全に関する説明書			
		官公署届出書類			
		備品リスト			
OTHERS	施工図	施工図			
	完成写真	完成写真			
	その他の資料				

※ 作成者欄の「○」は義務、「△」は協議を示す。
※ 上記以外の書類については、受発注者間の協議によって決定する。
※ 岩手県ガイドラインで定めているものの他に、電子納品が必要な書類がある場合は、上表に記載すること。

4　電子成果品は、岩手県ガイドライン及び国の要領等に基づいて作成し、電子媒体（CD-R）で 2 部提出すること。

5　電子成果品を提出する際は、電子納品チェックシステム・SXF ブラウザ等による成果品のチェックを行い、エラーがないことを確認するとともに、確実にウィルスチェックを実施したうえで提出すること。

6　電子成果品を提出する際には、「電子媒体納品書」を作成し、電子媒体と併せて提出すること。

特 記 仕 様 書

(グリーン購入法編)

請負者は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 12 **年法律第** 100 **号　グリーン購入法）第** 10 **条第** 1 **項に基づく、「岩手県グリーン購入基本方針」（平成** 14 **年** 3 **月** 26 **日制定）で定められた、「グリーン購入法特定調達品目購入実績調査票」（別紙** 1**）を作成し、完成検査に先立って監督職員に提出しなければならない。**

特 記 仕 様 書

（グリーン購入法編）

　請負者は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 12 年法律第 100 号　グリーン購入法）第 10 条第 1 項に基づく、「岩手県グリーン購入基本方針」（平成 14 年 3 月 26 日制定）で定められた、「グリーン購入法特定調達品目購入実績調査票」（別紙 1）を作成し、完成検査に先立って監督職員に提出しなければならない。

施工条件明示一覧表

確認印	部　長		河川港湾課長	主　査	担当者

明示項目	明示事項	契約条件等
Ⅰ．工程関係	1．関連する他工事 **有**　・　無	ア．影響箇所（　） イ．他工事の内容（ 水門仮設工事　H19年10月完了予定 防潮堤工事　H19年12月完了予定 ） ウ．開始又は完了時期
	2．特定される施工時期等による制限 有　・　**無**	ア．工事内容（　） イ．時期・時間（　） ウ．施工方法（　）
	3．工事着手前の事前調査 有　・　**無**	ア．調査内容（　） イ．調査期間（　） ウ．移設期間（　）
	4．設計工程上の休日日数等作業不能日数	ア．日　数（ 344　日）
	5．その他（　）	
Ⅱ．諸官庁との協議関係	1．関係機関等との協議 有　・　**無**	ア.工事内容（　） イ.協議内容（　） ウ.協議成立見込時期（平成　年　月　日）
	2．関係機関等協議結果による条件 有　・　**無**	ア.影響項目（　） イ.影響範囲等（　）
	3．その他（　）	
Ⅲ．用地関係	1．工事用地等の未処理による制限 有　・　**無**	ア.未処理箇所（　） イ.処理見込時期（平成　年　月　日　）
	2．工事用地等の使用終了後の復旧条件 有　・　**無**	ア.内容（　）
	3．工事用仮設道路等の借地指定 有　・　**無**	ア．場所・範囲（　） イ．時期・期間（　） ウ．使用条件（　） エ．復旧方法等（　）
	4．仮設ヤードの指定 有　・　**無**	ア．場所・範囲（　） イ．時期・期間（　） ウ．使用条件（　） エ．復旧方法等（　）
	5．その他（　）	
Ⅳ．公害関係	1．公害防止のための施工方法等の制限 **有**　・　無	ア．騒音　イ．振動　ウ．粉塵　**エ．排出ガス** オ．その他（　） カ．施工方法（　） **キ．**建設機械・設備（ 一般工事用建設機械8機種 ） ク．作業時間（　）
	2．水替・流入防止施設の設置 有　・　**無**	ア．施設内容（　） イ．設置期間（　）
	3．濁水・湧水等の処理条件 **有**　・　無	ア．処理施設（ 濁水処理については、別途施工中である沈殿地にて処理すること。処理後の放流水については、基準値を設定し協議すること。 ） イ．処理条件等（　）
	4．事業損失防止のための事前・事後調査 有　・　**無**	ア．騒音　イ．振動　ウ．地盤沈下　エ．地下水 オ．電波障害　カ．その他（　） キ．事前・事後調査区分（　） ク．調査時期（　） ケ．調査方法（　） コ．調査範囲（　）
	5．その他（　）	
Ⅴ．安全対策関係	1．交通安全対策施設等の指定 有　・　**無**	ア．施設内容（　） イ．設置期間（　）
	2．鉄道、ガス、電気、電話等の近接制限 有　・　**無**	ア．鉄道　イ．ガス　ウ．電気　エ．電話 オ．水道　カ．その他（　） キ．施工方法制限（　） ク．作業時間制限（　） ケ．その他（　）
	3．落石、雪崩、土砂崩落等の防護施設 有　・　**無**	ア．施設内容（　） イ．その他（　）
	4．発破作業等の保安設備・要員の配置 有　・　**無**	ア．設備・要員内容（　） イ．その他（　）

明示項目	明示事項	契約条件等
V．安全対策関係	5．換気設備等の設置 有 ・ 〇無	ア．有毒ガス　イ．酸素欠乏　ウ．その他（　　　　） エ．設備内容（　　　　）
	6．積載超過防止対策 〇有 ・ 無	〇ア．土砂及び工事用資機材等の積載超過のないようにすること。 〇イ．積載超過防止対策の方法を施工計画書「交通管理」等に明記するとともに、「安全訓練等の実施状況」に準じ点検記録を作成すること。 〇ウ．「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。 〇エ．「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。 〇オ．下請け契約の相手方又は資材納入業者の選定にあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプトラック等によって、悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除すること
	7．その他（　　　　）	
VI．工事用道路関係	1．一般道路の搬入路使用 有 ・ 〇無	ア．搬入経路指定（　　　　） イ．使用制限（　　　　） ウ．使用中の処置（　　　　） エ．使用後の処置（　　　　） オ．その他（　　　　）
	2．仮設道の設置条件等 有 ・ 〇無	ア．仮設道路設置（　　　　） イ．安全施設内容（　　　　） ウ．安全施設設置期間（　　　　） エ．工事終了後の存置・撤去（　　　　） オ．路面維持・補修内容（　　　　）
	3．その他（　　　　）	
VII．仮設備関係	1．仮設備の引き渡し・引き継ぎ 〇有 ・ 無	ア．仮設備内容（仮締切矢板、濁水処理施設(沈殿池)） イ．引渡・引継期間 別途協議　　） ウ．条件等（　　　　）
	2．仮設備の構造・施工方法の指定 有 ・ 〇無	ア．構造（　　　　） イ．施工方法（　　　　）
	3．仮設備の設計条件の指定 有 ・ 〇無	ア．設計条件（　　　　） イ．その他（　　　　）
	4．その他（　　　　）	
VIII．建設副産物関係	1．建設発生土の利用 有 ・ 〇無	ア．発生場所（　　　　） イ．その他（　　　　）
	2．残土受入場所の指定 〇有 ・ 無	ア．場所・距離 L＝2.0km　　） イ．処分条件（　　　　） ウ．仮置き場所・距離（　　　　） エ．保管条件（　　　　）
	3．再生資材の利用 有 ・ 〇無	ア．資材名（　　　　） イ．規格（　　　　） ウ．使用条件（　　　　）
	4．建設副産物の現場内再利用・減量化 有 ・ 〇無	ア．再利用等の内容（　　　　） イ．その他（　　　　）
	5．建設副産物の処理条件 有 ・ 〇無	ア．処理資材名（　　　　） イ．受入場所（　　　　） ウ．受入時間帯（　　　　） エ．仮置き場所等（　　　　） オ．処理条件（　　　　）
	6．建設廃棄物の処理条件 有 ・ 〇無	ア．処理資材名（　　　　） イ．受入場所（　　　　） ウ．受入時間帯（　　　　） エ．仮置き場所等（　　　　） オ．処理条件（　　　　）
	7．その他（　　　　） ※(1)再生資源化等施設については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。 なお、請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の責によるものでない事項については、この限りではない。 (2)本工事では岩手県産業廃棄物税相当額を計上していないが、必要な場合は設計変更の対象とする。	

IX. 工事支障物件関係	1. 占用支障物件 有 ・ (無)	ア. 電気　イ. 下水道　ウ. 電話　エ. 水道 オ. ガス　カ. その他（　） キ. 管理者（　） ク. 位置（　） ケ. 移設時期（　） コ. 工事方法等（　）
	2. 占用物件との重複施工 有 ・ (無)	ア. 電気　イ. 下水道　ウ. 電話　エ. 水道 オ. ガス　カ. その他（　） キ. 工事内容･期間（　）
X. 薬液注入関係	1. 薬液注入 有 ・ (無)	ア. 設計条件･工法区分･材料種類･施工範囲等 （　）
XI. その他	1.　現場発生品の引渡条件 有 ・ (無)	※撤去したｶﾞｰﾄﾞﾚｰﾙは、○○市○○町○○地内の資材置場に搬入すること。
	2.　現場周辺路面の融雪剤散布 有 ・ (無)	※路面凍結の恐れがある場合、融雪剤を散布すること なお、融雪剤は請負者の負担とする。
	3.　下請調書･建設資材調書 (有) ・ 無	下請調書、建設資材調書は、別途配布する電子データ(FD)で作製し、印刷･捺印したものとFDを提出すること。

上記明示項目、明示事項の○印該当欄は、工事施工にあたって制約等を受けることになるので、参考のために条件を明示する。なお、明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と協議し、適切な措置を講ずるものとする。